

福島市認可外保育施設指導監督実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づき、認可外保育施設に対する指導監督を行い、もってこれらの施設に入所している児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、認可外保育施設とは、法第6条の3第9項から第12項に規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第1項の認可を受けていないもの（法第58条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）とする。

（指導監督の事項）

第3条 この要綱に基づく指導監督は、認可外保育施設に入所している児童の福祉のため必要と認められる範囲内で、国の「認可外保育施設に対する指導監督の実施について（令和6年4月10日こ成保第230号こども家庭庁成育局長通知）」（以下「国通知」という。）により行うことを原則とする。ただし、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第49条の2に規定する施設であって、市長が必要と認めた場合は、指導監督基準の一部又は全部を適用しないことができる。

（事前指導）

第4条 市長は、認可外保育施設を設置しようとする者等から相談があった場合及び関係機関から新規開設の情報を得た場合には、保育を目的とする施設の開設をお考えの方へ（別紙）により法に基づく指導監督の趣旨及び内容等を説明し、国通知別添「認可外保育施設指導監督基準」（以下「指導監督基準」という。）の遵守を求めるものとする。

（開設等の届出）

第5条 認可外保育施設の設置者は、施設の設置後1か月以内に、認可外保育施設設置届出書（様式第1号）により、市長に届け出なければならない。

2 前項により届け出た事項に変更が生じたとき又は当該保育事業を休止若しくは廃止するときは、変更等の発生後1か月以内に、それぞれ認可外保育施設事業内容等変更届出書（様式第2号）又は認可外保育施設〔休止・廃止〕届出書（様式第3号）により、市

長に届け出なければならない。

- 3 市長は、前項に定める求めに応じない者及び虚偽の届出を行った者がある場合は、速やかに保育施設の設置に係る届出について（様式第4号）により期限を付して届け出を行うよう求めることとする。なお、期限が過ぎても届け出がない場合には、法第62条の5に基づき、裁判所へ過料事件の通知（様式第5号）を行うことができる。

（施設の把握）

第6条 市長は、認可外保育施設について、関係機関等の協力を得て、その速やかな把握に努めるものとする。

（報告徴収）

第7条 市長は、市内の認可外保育施設の設置者又は管理者に対して、少なくとも年1回以上、回答期限を付して、認可外保育施設運営状況報告書（様式第6号）により施設の運営状況等必要な事項について報告を求めるものとする。

- 2 市長は、認可外保育施設の設置者又は管理者に対して、次の事項について、速やかに報告を求めるものとする。

（1）事故等が生じた場合の報告（臨時の報告）

当該施設の管理下において、死亡事案、重傷事案、食中毒事案等の重大な事故が生じた場合は、教育・保育施設等事故報告様式により速やかに報告を求める。また、常識的に軽度と判断されるものを除く乳幼児の怪我や保育中における児童の行方不明、火災の発生及び地震、台風等の災害、感染症等の発生やこれに準じた事案についても、同様式により速やかに報告を求める。

（2）長期滞在児がいる場合の報告（長期滞在児の報告）

当該施設に、24時間かつ週のうちおおむね5日程度以上入所している児童がいる場合は、長期に滞在している児童について（報告）（様式第7号）により当該児童の氏名、住所及び家庭の状況等を速やかに報告を求める。

なお、これにより報告を受けた場合は、ただちに事実を確認のうえ、必要に応じて、関係機関との連携のもとその対応にあたること。

- 3 市長は、前2項に定める報告がない場合は、当該施設の設置者又は管理者に対して、文書により期限を付して報告を求めることとする。

（立入調査の実施）

第8条 市長は、認可外保育施設において、原則として年1回以上、別に定める計画に基づき、その設備及び運営について、設置者又は管理者に対して必要な調査又は質問（以下「立入調査」という。）を行うこととする。

また、必要があると認められるときは、保育従事者、事務職員及び利用児童の保護者等から事情を聴取するものとする。

- 2 市長は、立入調査のおおむね1か月前までに、実施日時、場所等について、当該施設の設置者又は管理者に対して通知するものとする。
- 3 立入調査にあたっては、原則として事前に当該施設から、前条による運営状況報告の提出を求め、これをもとに調査を行うこととする。
- 4 市長は、重大な事故が発生した場合、児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じるおそれが認められる場合（こうしたおそれにつき通報・苦情・相談等により把握した場合や重大事故が発生する可能性が高いと判断した場合等も含む。以下同じ。）又は利用児童の保護者から苦情や相談が寄せられている場合等で、児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められる場合等には、届出対象施設であるか否かにかかわらず、随時、特別に立入調査を実施することができる。
- 5 立入調査の指導監督班は、認可外保育施設指導監督所管部（健康福祉部、こども未来部）等の職員2名以上で編成し、その他必要に応じて、保育士、保健師、看護師及び医師等の専門的知識を有する者を加えることとする。
- 6 立入調査を行う職員は、法第59条第1項に規定する身分を証明する証票を携帯しなければならない。
- 7 立入調査における改善指導は文書で行うことを原則としているが、これに先立ち立入調査の際においても、必要と認められる助言、指導等を口頭により行うことができる。

（改善指導）

- 第9条 市長は、立入調査の結果、指導監督基準等に照らして、改善を求める必要があると認められる施設に対し、改善すべき事項を立ち入り調査結果について（様式第8号）により指導し、おおむね1か月以内の回答期限を付して、改善指導に係る報告書（様式第9号）及び改善指導に係る計画書（様式第10号）の提出を求めることとする。
- 2 市長は、前項の報告又は計画の提出があった場合は、その改善状況を確認するため、必要に応じ、設置者又は管理者に対する出頭要請や施設又は事務所に対する特別立入調査を行うものとする。回答期限又は提出期限が経過しても報告又は提出がない場合についても、同様とする。

（改善勧告）

- 第10条 市長は、指導監督基準等に適合せず、前条に定める改善指導を行っても改善されない場合又は改善の見通しがいない場合は、認可外保育施設の設置者又は管理者に対し、改善を勧告することができる。
- 2 児童の福祉を確保するため緊急の必要がある次の場合は、改善指導を経ることなく改善勧告を行うことができる。
 - （1）著しく不適正な保育内容や保育環境である場合
 - （2）著しく利用児童の安全性に問題がある場合
 - （3）その他児童の福祉のため特に必要があると認められる場合

3 前2項の規定による改善勧告は、文書により通知するものとし、おおむね1か月以内の回答期限を付して、文書により報告を求めること。

なお、建物の構造等から速やかな改善が不可能と認められる場合は、移転に要する期間を考慮して適切な期限（この期限は3年以内とすること）を付して移転を勧告することができる。

4 前項の規定により、勧告を受けた設置者又は管理者から、当該改善勧告に対する報告があった場合は、その改善状況を確認するため、速やかに特別立入調査を行う。また、回答期限が経過しても報告がない場合についても、同様であること。

また、必要に応じて改善勧告に対する回答の期限内においても、当該施設の状況の確認に努めること。

5 市長は、改善勧告に対して改善が行われていない場合には、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について、当該施設の利用者に対し個別通知等により周知し、当該施設の利用を控える等の勧奨を行うとともに、利用児童に対する福祉の措置等を講ずる必要があること。

6 市長は、改善勧告に対して改善が行われていない場合には、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について、報道機関等を通じて公表する。（法第59条第4項及び第7項参照）

（事業の停止又は施設の閉鎖命令）

第11条 市長は、認可外保育施設の設置者又は管理者が前条の改善勧告に従わず、かつ、改善の見通しがなく児童福祉に著しく有害であると認められるとき、又は、改善指導、改善勧告を行う時間的余裕がなく、かつ、これを放置することが児童福祉に著しく有害であると認められるときは、法第59条第5項の規定により福島市社会福祉審議会の意見を聴いて、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により事業の停止又は施設の閉鎖を命ずる場合には、様式第12号により、設置者又は管理者に対し弁明の機会を与えることとする。この場合においては、あらかじめ書面をもって、予定される命令の内容、命令の原因となる事実、弁明書の提出先及び提出期限を通知すること

3 市長は、事業の停止又は施設の閉鎖命令を行った場合は、その名称、所在地、設置者及び管理者名、処分の内容等について報道機関等を通じて公表する。

（その他の指導）

第12条 前3条に規定するほか、市長は、認可外保育施設の保育内容等について助言を与え、又はこれらの施設に勤務する職員の研修を行う等児童の福祉の向上のため必要な指導を行う。

(記録等の整備)

第13条 市長は、認可外保育施設ごとに、届け出された事項、運営状況、指導監督の内容等の必要な記録を整備する。

(情報の提供)

第14条 市長は、認可外保育施設に関する施設の基本情報及び立入調査の結果等について、児童の福祉のため必要と認める事項を取りまとめ、市民並びに福島県に情報提供を行う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成31年7月1日において現に児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第47号）による改正前の児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第49条の2第1号イからハまでに掲げる乳幼児のみの保育を行う施設であって、その旨が約款その他の書類により明らかであるものの設置している者に係る第5条第1項及び別紙の2の規定の適用については、これらの規定中「1か月以内」とあるのは、「平成31年9月30日まで」とする。

附 則

この要綱は、平成31年7月1日から施行する。ただし、別紙の3（1）の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月15日から施行する。